

青果部売買参加者承認要領

(目的)

第1条 この要領は、業務規程第29条から第31条、並びに施行規則第23条から第25条の規定に基づき、青果部売買参加者（以下「売買参加者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認対象)

第2条 売買参加者の承認対象は、本市の区域内に店舗、事務所等を有し青果物の販売を業としている者とする。

(欠格条件)

第3条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、業務規程第29条の承認を受けることができない。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは業務規程の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が業務規程第31条又は第79条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が次のいずれかに該当する者であって、効率的な卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - ア 申請時点で満18歳未満の者であるとき。
 - イ 申請者が青果物の販売業務に3年以上継続して経験を有していないとき。
 - ウ 申請者が市場での取引経験が2年以上継続していないとき。
 - エ 申請者が第6条の契約を締結し得る資力信用を有していないとき。
- (5) 申請者が取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 申請者が法人で、その代表者が第3号のイ、ウに該当する場合であって、第12条に規定する売買参加補助員を有しないとき。
- (7) 申請者が業務規程第20条第3項第7号オに規定する暴力団員又は同項第6号に規定する暴力団関係事業者であるとき。

(承認員数)

第4条 売買参加の承認は、1 経営主体 1 名とする。

(承認申請手続)

第5条 売買参加者の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書（施行規則様式 6）に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書
- イ 代表者の履歴書
- ウ 代表者の住民票の写し
- エ 誓約書
- オ 定款
- カ 代表者の身分証明書（市区町村長の発行するもの）
- キ 法人市町村民税納税証明書
- ク 代表者の写真 2 枚（正面向、上半身、脱帽、横 2 cm×縦 3 cm）
- ケ その他市長が必要と認めたもの

(2) 個人の場合

- ア 履歴書
- イ 住民票の写し
- ウ 誓約書
- エ 身分証明書（市区町村長の発行するもの）
- オ 市町村民税納税証明書
- カ 写真 2 枚（正面向、上半身、脱帽、横 2 cm×縦 3 cm）
- キ その他市長が必要と認めたもの

(3) 売買参加承認申請者が札幌青果物商業協同組合並びに道央青果協同組合及び札幌中央青果協同組合に加入している者である場合は、第 1 号のオ、カ、キ、及び前号のエ、オを省略することができる。

(4) 当該店舗以外に同一業種の店舗を有する場合は、その所在を明記すること。

(5) 法人の代表者が第 3 条第 4 号のイ、ウに該当する場合であって、売買参加補助員の資格に足る経験等のある者を有する場合は、申請と同時に売買参加補助員の使用承認申請をしなければならない。

(6) 売買参加者が承認の更新を受けようとするときは、売買参加者承認申請

書に第1号の場合にあっては、エ、クを、第2号の場合にあっては、ウ、カの書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(買受代金の決済)

第6条 売買参加者の買受代金決済については、札幌青果物精算株式会社（以下「精算会社」という。）を経由して行わなければならない。

(売買参加者委員会)

第7条 市長は、売買参加者の承認その他必要な事項に関し、関係業者の意見を聞くため売買参加者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 札幌みらい中央青果株式会社 | 2名 |
| (2) 札幌青果卸売協同組合 | 2名 |
| (3) 札幌青果物商業協同組合 | 2名 |
| (4) 道央青果協同組合 | 2名 |
| (5) 札幌中央青果協同組合 | 2名 |
| (6) 札幌青果物精算株式会社 | 2名 |

3 委員会の委員は、市長が委嘱する。

4 委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

(承認証及び標識)

第8条 市長は、売買参加を承認した者に対して売買参加者承認証を交付する。

2 売買参加者が卸売業者の行う売買取引に参加するときは、市長の指定する帽子及び標識を着用し、売買参加者承認証を携帯しなければならない。

(承認時期及び承認有効期間)

第9条 売買参加者の承認時期は、毎年4月とする。

2 売買参加者の承認有効期間は、5年間とする。ただし、基準年度以外に承認を受ける者の承認有効期間は、5年以内とする。

3 売買参加者は、別表に定める5年毎の4月1日に承認の更新を受けるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(売買参加の停止又は承認の取消)

第10条 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、売買参加の停止又は承認を取消すものとする。

- (1) 買受代金を所定の期日までに支払わなかったとき。
- (2) 業務規程第31条に該当することとなったとき。
- (3) 業務規程第79条第3項第2号若しくは第3号又は第6項に該当することとなったとき。
- (4) 廃業又は転業したとき。

2 精算会社は、売買参加者が買受代金を所定の期日までに支払わなかったとき又は支払猶予の特約に違反したときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

3 市長は、売買参加補助員が第3条第1項第1号、第2号、第5号又は第7号のいずれかに該当するに至ったときは、承認を取り消すものとする。

(届出事項)

第11条 売買参加者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条第1号、第2号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 業務規程第29条第2項第3号にかかわる事項に変更があったとき。
- (3) 業務規程第30条の規定に該当することとなったとき。
- (4) 支店を設けたとき。
- (5) 廃業又は転業したとき。

(売買参加補助員)

第12条 売買参加者は、売買参加補助員を使用することができる。ただし次の各号のいずれかに該当する者は売買参加補助員となることができない。

- (1) 申請時点で満18歳未満の者であるとき。
- (2) 青果物の販売業務に3年以上の経験を有していない者であるとき。
- (3) 当該売買参加者の役員又は使用人であって市場での取引経験が1年以上継続していない者であるとき。
- (4) 第3条第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号の規定に該当する者であるとき。

2 売買参加補助員の員数は、当該売買参加者について3名以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

3 売買参加者が売買参加補助員を使用するときは、売買参加補助員承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書
- (3) 写真2枚（正面向、上半身、脱帽、横2cm×縦3cm）

4 第5条第6号、第8条、第9条第2項及び同条第3項の規定は、売買参加補助員について準用する。

5 市長は、売買参加補助員が業務規程及び施行規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、売買参加の停止又は承認を取消すものとする。

6 売買参加者が売買参加補助員の使用を解除したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

第13条 次の各号に掲げる文章等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 売買参加者の履歴書 | 様式1 |
| (2) 売買参加者の誓約書 | 様式2 |
| (3) 売買参加者承認証 | 様式3 |
| (4) 売買参加者及び売買参加補助員の標識 | 様式4 |
| (5) 売買参加補助員承認申請書 | 様式5 |
| (6) 売買参加補助員の履歴書 | 様式6 |
| (7) 売買参加補助員の誓約書 | 様式7 |
| (8) 売買参加補助員承認証 | 様式8 |

附 則

- 1 この要領は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 売買参加者取扱要領（昭和45年8月6日市場長決裁）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、昭和50年11月21日から施行する。

(承認対象の特例)

- 2 本市の区域外に店舗、事務所等を有し青果物の販売を業としている者で札幌青果物商業協同組合及び道央青果協同組合に所属している者は、売買参加の承認を受けることができる。

〔改正・昭和52年、昭和53年、昭和54年、昭和55年、令和2年〕

(承認の更新についての経過措置)

- 3 次の各号に該当する者は、第9条第3項の承認の更新を受けることができ

る。

(1) 小売業者以外の者で、道内青果物売場における売買参加の承認を受けている者

(2) 本市の区域外の小売専業者で売買参加の承認を受けている者

(3) 札幌中央青果協同組合に所属する組合員で売買参加の承認を受けている者

(4) 本市の区域内の加工業者で売買参加の承認を受けている者

[改正・昭和52年、昭和53年、昭和54年、昭和55年、令和2年]

附 則

この要領は、昭和51年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 売買参加者承認証及び売買参加補助員承認証の有効期限が平成14年3月31日までの者は、その有効期限を平成16年3月31までと読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(欠格条件の特例)

- 2 第3条第4号ウ及び第12条第1項第3号で定める取引経験について、申請者が他の卸売市場（道内に限る。）での取引経験が2年以上（補助員申請の場合は1年以上）継続し、卸売の相手方として必要な知識及び経験を有していると市長が認めた場合はこの限りでない。

[改正・令和2年]

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

売買参加者履歴書

- 1 現住所
- 2 氏名
- 3 生年月日 年 月 日 年齢満 歳
- 4 青果業に関する職歴
年 月 日 ～ 年 月 日 勤務・自営
年 月 日 ～ 年 月 日 勤務・自営
年 月 日 ～ 年 月 日 勤務・自営
年 月 日 現在地開店営業、現在に至る。
経験年数 年 月
- 5 卸売市場での取引経験
札幌市中央卸売市場での取引経験 年 月
札幌以外の北海道内卸売市場での取引経験 年 月
上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏名 印

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式 2

売買参加者誓約書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

氏名

印

私は、札幌市中央卸売市場業務規程第 29 条第 3 項及び青果部売買参加者承認要領第 3 条の規定に該当していないことを誓約します。

また、売買参加者となったときは、関係諸法規遵守のうえ誠実に取引することはもちろん、万一これらに違反し、又はその他の指示に対して不都合な行為があったときは相当の処分を受けても異議ありません。

なお、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

様式 3

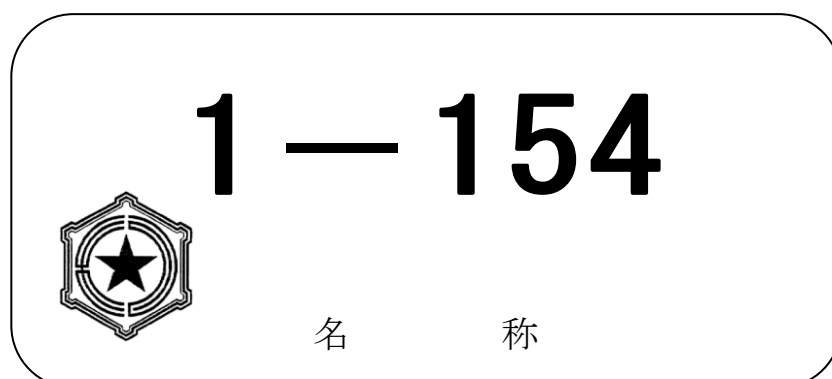
表

<u>承認番号 第 号</u> 札幌市中央卸売市場青果部 氏 名 生年月日 住 所 氏名又は名称 上記の者は、札幌市中央卸売市場業務規程第 29 条第 1 項の規定による承認を受けた売買参加者であることを証する。 年 月 日 札幌市長	写 真
--	------------

裏

1 売買に参加するときは、本証を必ず携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失又は破損したときは、市長に再交付を願い出なければならない。 4 本証の記載事項に変更を生じたときは、直ちにあらたな記載を受けなければならない。 5 本証の有効期間は 年 月 日までとする。
--

様式 4



1 寸法及び材質

たて 6cm よこ 12cm アルミ板 プレス加工

2 売買参加者

{ 地 色 クリーム色
文 字 黒色

3 売買参加補助員

{ 地 色 クリーム色
文 字 黒色 数字の下に赤線

様式 5

売買参加補助員承認申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

承認番号

住 所

氏名又は名称並びに

代表者の役職及び氏名

印

下記の者を、札幌市中央卸売市場青果部における売買参加補助員として承認を受けたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

記

1 住 所

2 氏 名

3 年 齢

様式 6

売買参加補助員履歴書

1 現住所

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日 年齢満 歳

4 青果業に関する職歴

年 月 日 ～ 年 月 日 勤務

年 月 日 ～ 年 月 日 勤務

年 月 日 ～ 年 月 日 勤務

年 月 日 現在に至る。

5 市場での取引経験 年

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

※この様式により難しいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

様式 7

売買参加補助員誓約書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

住所

氏名

印

私は、札幌市中央卸売市場青果部売買参加者承認要領第3条第1項第4号を除く各号及び第12条第1項各号の規定に該当していないことを誓約します。

また、売買参加補助員となったときは、関係諸法規遵守のうえ誠実に取引することはもちろん、万一これらに違反し、又はその他の指示に対して不都合な行為があったときは、相当の処分を受けても異議ありません。

なお、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

様式 8

表

承認番号 第 号 札幌市中央卸売市場青果部 氏 名 生年月日 住 所 氏名及び名称 上記の者は、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第 25 条第 1 項の 規定による承認を受けた売買参加補助員であることを証する。 年 月 日 札幌市長	写 真 印
--	---------------------

裏

1 売買に参加するときは、本証を必ず携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 本証を紛失又は破損したときは、市長に再交付を願い出なければならない。 4 本証の記載事項に変更を生じたときは、直ちにあらたな記載を受けなければならない。 5 本証の有効期限は、年 月 日までとする。
--

別表

承認時期及び承認有効期間
平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日
令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 ～ 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日
令和 11 年（2029 年）4 月 1 日 ～ 令和 16 年（2034 年）3 月 31 日
令和 16 年（2034 年）4 月 1 日 ～ 令和 21 年（2039 年）3 月 31 日
令和 21 年（2039 年）4 月 1 日 ～ 令和 26 年（2044 年）3 月 31 日
令和 26 年（2044 年）4 月 1 日 ～ 令和 31 年（2049 年）3 月 31 日
令和 31 年（2049 年）4 月 1 日 ～ 令和 36 年（2054 年）3 月 31 日

